

第10章 その他

1 立入検査及び身分証明書

雨水浸透阻害行為の許可（法第30条）、変更の許可等（法第37条第1項）、工事完了の検査等（法第38条第2項）、雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の許可（法第39条第1項）、監督処分（法第41条第1項）の規定による権限を行うために必要な限度において、雨水浸透阻害行為に係る土地（対策工事に係る建築物を含む。）に立ち入り、当該土地、当該雨水浸透阻害行為に関する工事若しくは当該対策工事の状況又は当該対策工事により設置された施設を検査することができる（法第42条）。

この場合、立入検査をする職員は、その身分を証明する証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。身分証の様式に定めはなく、国土交通省が「国土交通省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令」において定める共通様式を用いることもできるが、本県では、特定都市河川浸水被害対策法施行細則において様式を定めており、施行細則で定める様式を用いることもできる。

2 行為の把握及び監視方法の考え方

許可を受けて設置された対策施設（標識含む）の設置状況の把握や、雨水浸透阻害行為の違反等を把握するための手法として、下記事項が考えられる。

- ①関係部局間の土地利用に関する連絡体制（課税部署との連携含む）の確立
- ②現場把握体制（パトロール体制）の構築
- ③住民との連携（通報体制）の構築
- ④航空写真による確認

違反を発見した場合は、必要の限度において、措置を講じるものとする。

3 監督処分等

自治体の長は、雨水浸透阻害行為及び雨水貯留浸透施設機能阻害行為の許可の実行性を担保するために、これに反する一定の行為があった場合には、許可を取り消し、若しくはその許可に付した条件を変更し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて必要な措置をとることを命ずることができる。工事その他の行為の停止を命じた場合には、標識の設置その他の方法により、その旨を公示しなければならない。

参考：標識による表示例

<p>特定都市河川浸水被害対策法による命令の公示</p>
<p>命令を受けたものの住所及び氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)</p>
<p>特定都市河川浸水被害対策法第41条第1項の規定により、 年 月 日付で を命じた。</p>
<p>年 月 日</p>

(法第41条第3項に基づく標識の設置)

4 罰則規定(法第 84～89 条)

下表中の No. 1 は法第 84 条、No. 2～4 及び 6 は法第 85 条、No. 7～9 は法第 86 条、No. 10 は法第 88 条、No. 11～12 は法第 89 条の規定による罰則を示す。

罰則の対象行為		特定都市河川浸水被害対策法
1	違反行為等に対する処分(命令)に違反したとき。	1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金
2	許可を得ずに雨水浸透阻害行為を行ったとき。	6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金
3	変更許可を得ずに変更を行ったとき。	6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金
4	許可を得ずに雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為を行ったとき。	6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金
5	立入検査を拒み妨げ、又は忌避したとき。	6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金
6	工事完了の届出をしなかったとき、又は虚偽の届出をしたとき。	30 万円以下の罰金
7	標識を承諾を得ずに移転、除去、汚損、損壊したとき。	30 万円以下の罰金
8	報告の徴収に応じなかったとき、又は虚偽の報告等を行ったとき。	30 万円以下の罰金
9	法人等の代表者や従業員等が違反行為を行ったときは、行為者を罰するほか、法人等に対しても各条の罰金刑を科す。	各条の罰金
10	届出をせずに工事の着手予定日または完了予定日を変更した者、又は虚偽の届出をした者。	20 万円以下の過料
11	届出をせずに工事を廃止した者、又は虚偽の届出をした者。	20 万円以下の過料